

【保険料等の支払い猶予・減免に関するもの】

R03.6.1現在

	猶予(場合によっては分割納付)				減免(条例等の基準に従い減額が認められる)				
	災害	事業等廃止・ 休止	事業等甚大な 損害	準ずると認めら れるとき	災害	事業等廃止・ 休止	事業等甚大な 損害	準ずると認めら れるとき	【特例】コロナ の影響により収 入の減少が見 込まれるとき
国民健康保険料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
介護保険料	○	○	○	○	○	○	○	○	○
後期高齢者医療保険料	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※各保険料の徴収猶予及び減免については、上記の理由により支払いが困難となった場合、収入等の状況を伺い、条例等で定められた基準に基づいて行います。

※介護保険利用者負担額については、失業など特別な事情で所得が著しく減少し、サービス利用料の支払いが困難な場合は、程度や収入に応じて減額が認められる場合があります。

国民年金保険料	失業、事業の廃止の届出を行っている方などは、申請により保険料が免除になる場合があります。
	【特例】上記に至らない場合でも、コロナの影響による所得急減を理由に、申請により保険料が免除・猶予になる場合があります。